

町内会・自治会長との連絡調整を円滑に行うために町内会・自治会長名簿を作成しております。
ご報告いただきました名簿の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき本紙のとおり取扱いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

使用目的

< ご報告いただきました名簿の個人情報は次の用途で使します >

- 宇治市の実施機関 < 市長(公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会。 議会を除く > からの情報発信やご協力の依頼のため
- 市政の推進のため(事業の案内や通知など)

外部への情報提供

< 次の場合については、会長の同意を得たものに限り、情報提供をすることがあります >

- (ア) 近隣の開発や騒音、交通規制の案内等に使用するために申請があった場合
- (イ) 地域住民や他の町内会・自治会、転入者等から以下の用途のために申請があった場合
- 町内会・自治会相互の連絡のため(隣接町内会との協議や活動の相談など)
 - 新たに町内会・自治会へ加入を検討するため
 - 転入者や転居者に対して町内会・自治会長を紹介するため
 - 地元町内会・自治会が含まれる任意の団体の連絡調整のため

- (ウ) 次の公共的団体から公益的な目的に使用するために申請があった場合

宇治市社会福祉協議会	学区福祉委員会
青少年健全育成協議会	地区コミュニティ推進協議会
民生児童委員協議会	

- (エ) 議員(国及び地方議会議員)から当該地域における課題の対応等にあたり、個別具体的かつ相互に連絡・調整が必要となる申請があった場合

(ア)～(エ)以外で公益上の理由により市が情報提供を必要と認める場合、提供について町内会・自治会長様に確認させていただく場合があります。

上記(ア)～(エ)に関わらず、国・府及びその機関から事業の実施に必要なため申請があった場合は、情報提供いたしますので、ご理解ください。

全国市長会市民総合賠償補償保険の概要

補償保険

市が行う業務（主催・共催下）の遂行に起因する事故による住民等第三者の死亡・身体障害・入通院を伴う傷害が対象となります。

町内会・自治会の活動においては、主に以下の場合が挙げられます。ただし、状況により該当しない場合もあります。

・市から市民へ依頼する事業等について、回覧物等の配布中の事故による傷害

事故等の連絡先

宇治市役所代表番号 22-3141

宇治市役所市民協働推進課直通 20-8721

保険金額および保険金算出方法

(1) 死亡補償保険金額 300万円

傷害が直接の原因で事故の日から180日以内に死亡の場合。

(2) 後遺障害補償保険金額 死亡補償保険金額の100%～3%

(災害補償保険普通保険約款記載の「後遺障害補償保険支払区分表」に基づく)

傷害が直接の原因で事故の日から180日以内に後遺障害を生じた場合、180日を越えて治療を要する場合は最終日の前日の医師の判断に基づき後遺障害の程度を決定。

(3) 入院・通院医療補償保険金額

入院	
入院日数	保険金額
1日～5日	10,000円
6日～15日	30,000円
16日～30日	60,000円
31日～60日	90,000円
61日～90日	120,000円
91日以上	150,000円

通院	
通院日数	保険金額
1日～5日	5,000円
6日～15日	10,000円
16日～30日	30,000円
31日～60日	45,000円
61日以上	60,000円

事故の日から180日を経過するまでの間に入通院した場合。

(注1) 死亡・後遺障害の程度・・・対象活動による災害のみで判断。既存の身体障害、疾病の影響は差し引く。

(注2) 死亡・後遺障害保険金は重複して支払われない・・・保険金額が限度。

(注3) 同一事故で2種類以上の後遺障害・・・各々について保険金が支払われるが、保険金額が限度。ただし、腕・手・足の後遺障害は1肢ごとに保険金額の60%が限度。

保険金支払の対象とならない事故

(1) 市の故意

(2) 補償対象者の故意（その補償対象者のみ対象外）

(3) 死亡補償金を受け取るべき者の故意（他の者が受け取るべき金額については支払い対象）

(4) 補償対象者の自殺行為・犯罪行為（その補償対象者のみ対象外）

(5) 補償対象者の無免許運転・飲酒運転（その補償対象者のみ対象外）

(6) 補償対象者の脳疾患・疾病・心神喪失（その補償対象者のみ対象外）

(7) 補償対象者の妊娠・出産・早産・流産・外科的手術その他医療処置

(8) 大気汚染・水質汚濁等の環境汚染（不測かつ突発的的事故による環境汚染の場合は対象）

(9) 地震・噴火・津波